

企業の環境情報開示の方向性

環境情報開示の方向性における論点

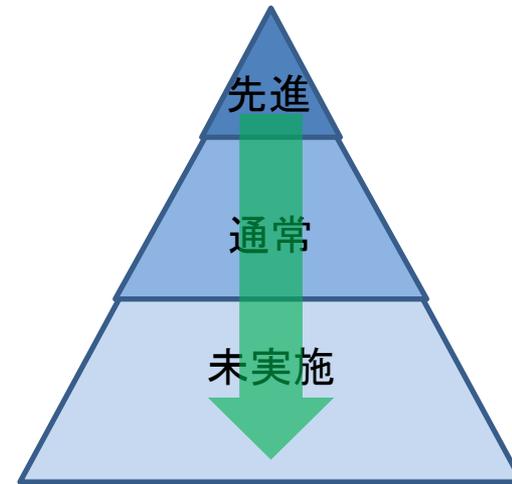
過去の検討委員会等の報告書を元に作成

- 環境・経済・社会情報の開示の在り方(制度開示と自主的開示)
- 環境報告の有効活用(環境金融、グリーン購入・調達、年金基金の投資方針開示など)
- 小規模企業における環境報告の裾野拡大(簡易な環境報告、インセンティブ)
- 重要な開示項目に関する比較可能性
- KPI(Key Performance Indicators: 主要業績評価指標)の開示促進(業種別の主要なKPIなど)
- 環境情報の利便性(共通の開示プラットフォーム、ICT利用、フォーマット)
- 信頼性の確保(第三者審査の促進、審査機関の信頼性向上)
- 環境会計情報の利用促進(自然資本のストック評価)

環境情報開示の方向性ービジョン

(ビジョンを具体化するために、検討すべき事項)

- 環境報告をいつまでに、どの程度まで普及させる必要があるか。
- 経済システムにおいて、環境報告がどのように有効利用されるべきか。
- どんな情報が開示されているべきか。

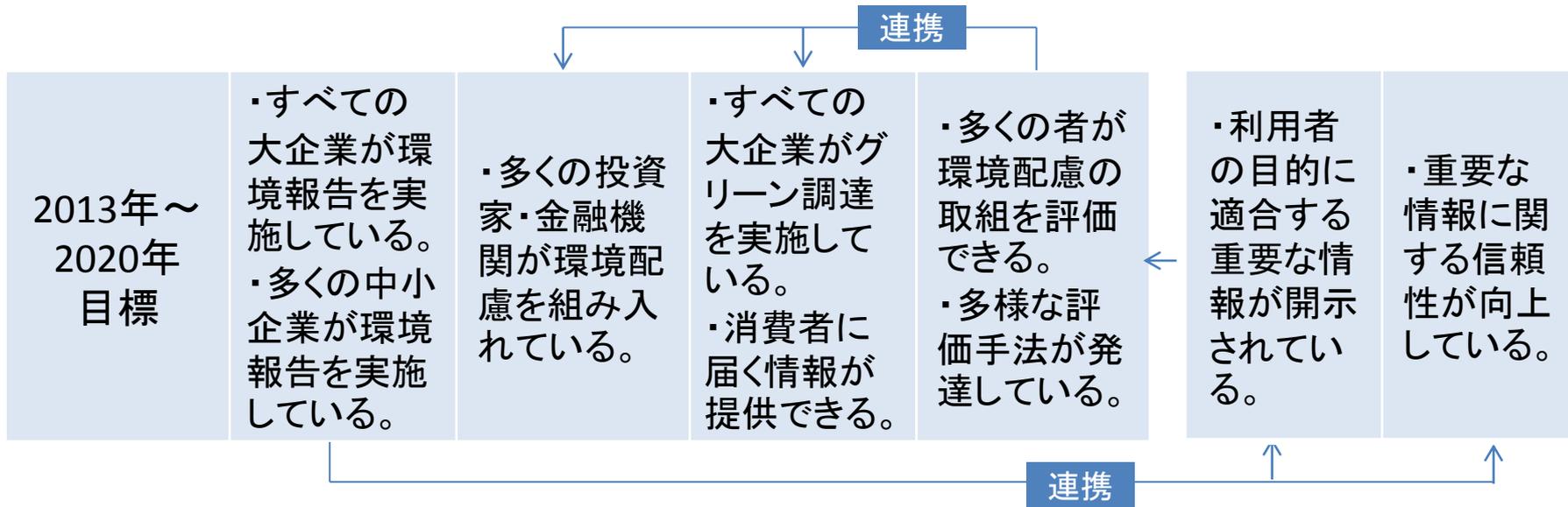


○重要な視点

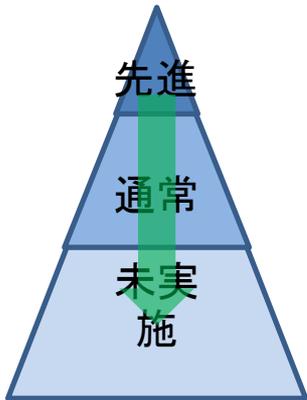
- 社会的責任の履行
- 経済的合理性

参考1、2、3 参照

2013年度以降の中長期目標（案）



企業	金融	消費	評価	開示内容	信頼性
高度な取組	高度な手法	詳しい情報提供	詳細な評価	統合的な情報	高い信頼性
⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	⇕
基本となる取組	簡易な手法	やさしい情報提供	簡易な評価	部分的な情報	限定的な信頼性



⇒ 環境・経済・社会の統合的な情報開示基盤を念頭に、
環境報告が経済システムので利用されるための仕組みを整備する。

これまでに進めてきた施策 ①

環境配慮促進法	既存の施策
<p>(事業者の責務) 第四条 事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(事務局)・ 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業・ 家庭・事業者向けエコリース・ エコファースト制度
<p>(環境報告書の公表等) 第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。 2 特定事業者は、前項の規定により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 環境報告ガイドライン2012年版の策定・ 環境会計ガイドライン2005年版の策定・ 環境コミュニケーション大賞及びシンポジウム・ 環境経営・環境報告等のポータルサイト・ 「記載事項等に関する手引き」の策定・ 「信頼性に関する手引き」の策定
<p>第十条 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 環境コミュニケーション大賞及びシンポジウム・ 「信頼性に関する手引き」の策定

これまでに進めてきた施策 ②

環境配慮促進法	既存の施策
<p>(環境報告書の公表等) 第十一条 大企業者は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境報告ガイドライン2012年版の策定 ・ 環境会計ガイドライン2005年版の策定 ・ 環境コミュニケーション大賞及びシンポジウム ・ 環境経営・環境報告等のポータルサイト ・ 「記載事項等に関する手引き」の策定 ・ 「信頼性に関する手引き」の策定
<p>2 国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコアクション21ガイドラインの策定・促進 ・ 中小企業向け環境経営ポータルサイト
<p>(製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供) 第十二条 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入の促進 ・ 製品表示ガイドライン

⇒ 目標を確実に達成するために、複数の施策を最適な組み合わせで実行していく必要がある。

環境情報の開示基盤に関する留意事項

(過去の検討委員会等での検討内容)

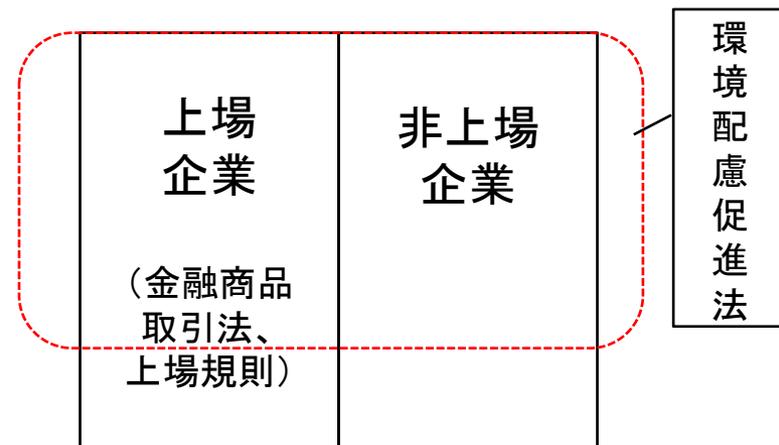
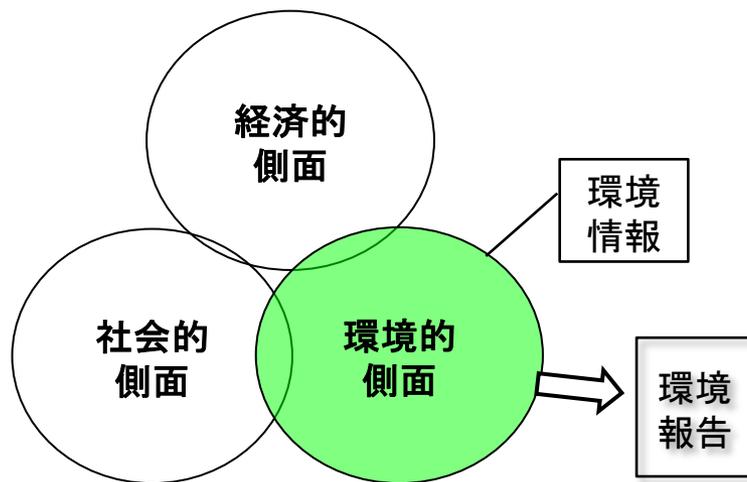
- 利用者毎に、利便性の高い開示基盤を整備する必要がある。
(既存の開示基盤を有効活用する。)
- 有効な開示基盤は、情報利用の裾野を拡大する視点も重要。
- 定性及び定量情報が、関連付けられて開示される必要がある。
- ICTの活用により、情報の質(比較可能性など)及び情報の利便性(入手可能性・分析容易性)の向上が期待される。
- 信頼性は、社会ニーズと合致した保証水準が普及する必要がある。

環境情報開示の方向性 — 検討すべき事項①

- 環境配慮促進法における対応。
(大企業による環境報告書の義務化又は推奨)
- 財務報告制度等における対応。
(有価証券報告書、事業報告書、決算短信等において、環境情報の開示を明記又は推奨する、統合報告への対応を図るなど。)
- 既存の開示システム等の有効活用。
(環境報告書プラザ、財務報告開示システム、民間情報ベンダーとの連携)
- 金融における環境取組の促進策。
(金融行動原則に関連する取組促進、年金基金による投資方針の開示ガイドライン)

参考4 参照

事業活動に関連する情報の集合体



※「環境にやさしい企業行動調査」(調査対象、上場企業及び従業員500人以上の非上場企業)によると、上場企業のうち約56%、非上場企業のうち約26%が環境報告書を作成している。

環境情報開示の方向性 — 検討すべき事項②

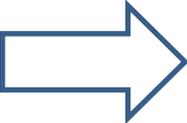
- 開示される情報

- 金融による情報ニーズからの要請
- 企業取引による情報ニーズからの要請
- 行政による情報ニーズからの要請

参考5 参照

- 開示基盤の在り方

- 多くの利用が見込まれること
- 重要な情報に容易にアクセスできること
- グローバルな開示基盤との整合性
- 企業の努力を評価できること
- 企業が過大な負担なく開示できること など



(今後の具体的事業の例)

- 既存の開示プラットフォームの利用
- 重要な開示項目に関する簡易フォーマットによる開示
- 政策推進との関連付け(例、目標や指標のモニタリング)
- 環境金融と環境報告の連携策(特に中小企業へのインセンティブ付け)

参考6 ~ 10 参照

環境報告の定義と機能

環境報告の定義

環境報告とは、事業者が事業活動に関わる環境情報により、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告するものです。

この環境報告を実施することにより事業者は、社会に対して自然資源を利用して事業を行う者としての説明責任を果たし、またステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することができます。

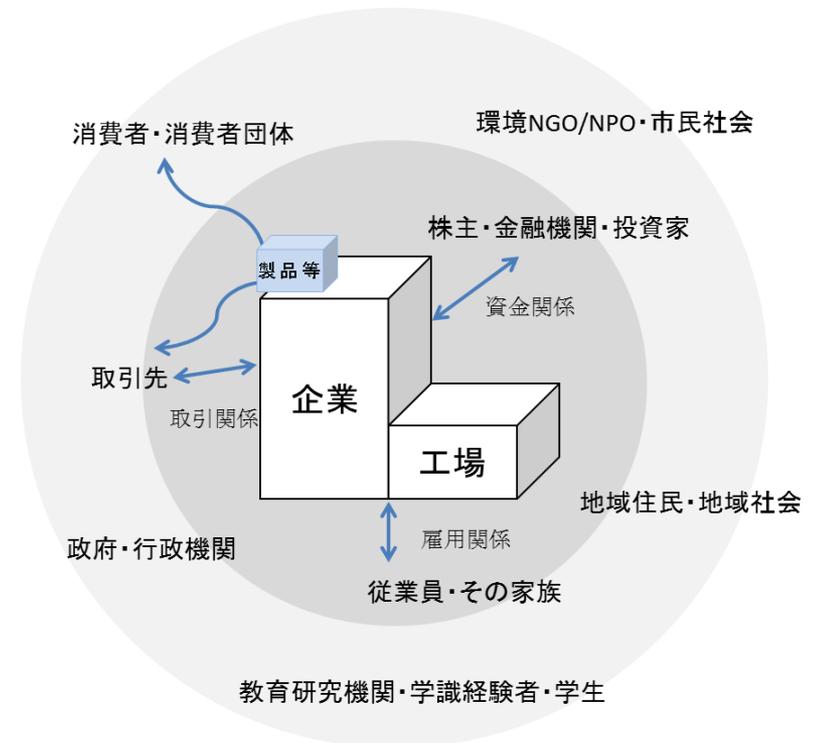
環境報告の基本的機能

外部機能

- ①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
- ②ステークホルダーにとって有用な情報を提供するための機能
- ③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境活動等の推進機能

内部機能

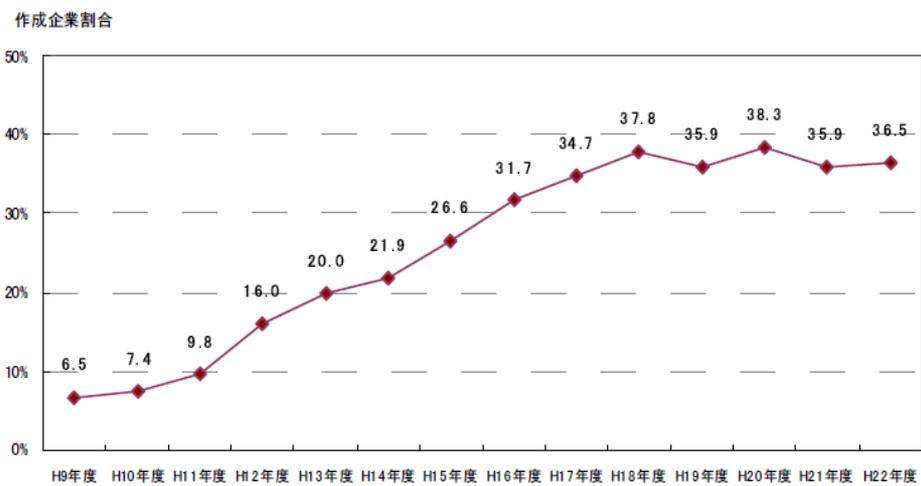
- ④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能
- ⑤経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能



環境報告の普及状況①

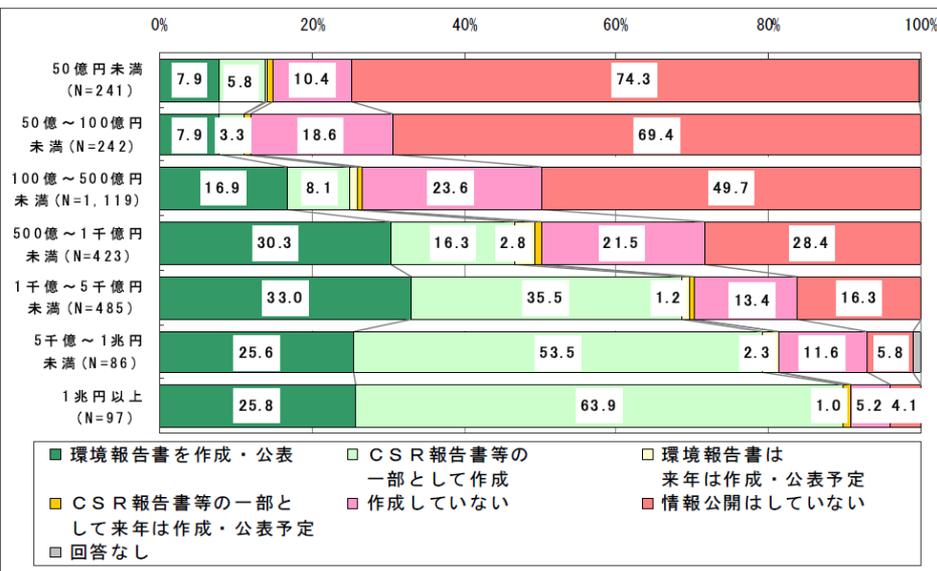
- 上場企業で環境報告書を作成・公表している企業は平成13年度の386社(約30%)から平成22年度には579社(約56%)に上昇。非上場企業は平成13年度の193社(約12%)から平成22年度には489社(約26%)に上昇。
- 売上高1千億円以上の企業では、「環境報告書(CSR報告書、持続可能性報告書等の一部も含む)を作成・公表」の割合は高いままである一方、売上高が低い企業では、作成・公表していない割合がさらに高い。

環境報告書を作成・公表している企業数及びその割合



年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
上場	件数	386	450	478	510	570	590	562	633	624	579
	%	29.9	34	38.7	45.3	47	51.8	48.9	51.6	54.6	56
非上場	件数	193	200	265	291	363	459	449	527	467	489
	%	12	12.2	17	20.8	24.6	28	26.9	29.3	24.7	25.9
合計	件数	579	650	743	801	933	1049	1011	1160	1091	1068
	%	20	21.9	26.6	31.7	34.7	37.8	35.9	38.3	35.9	36.5

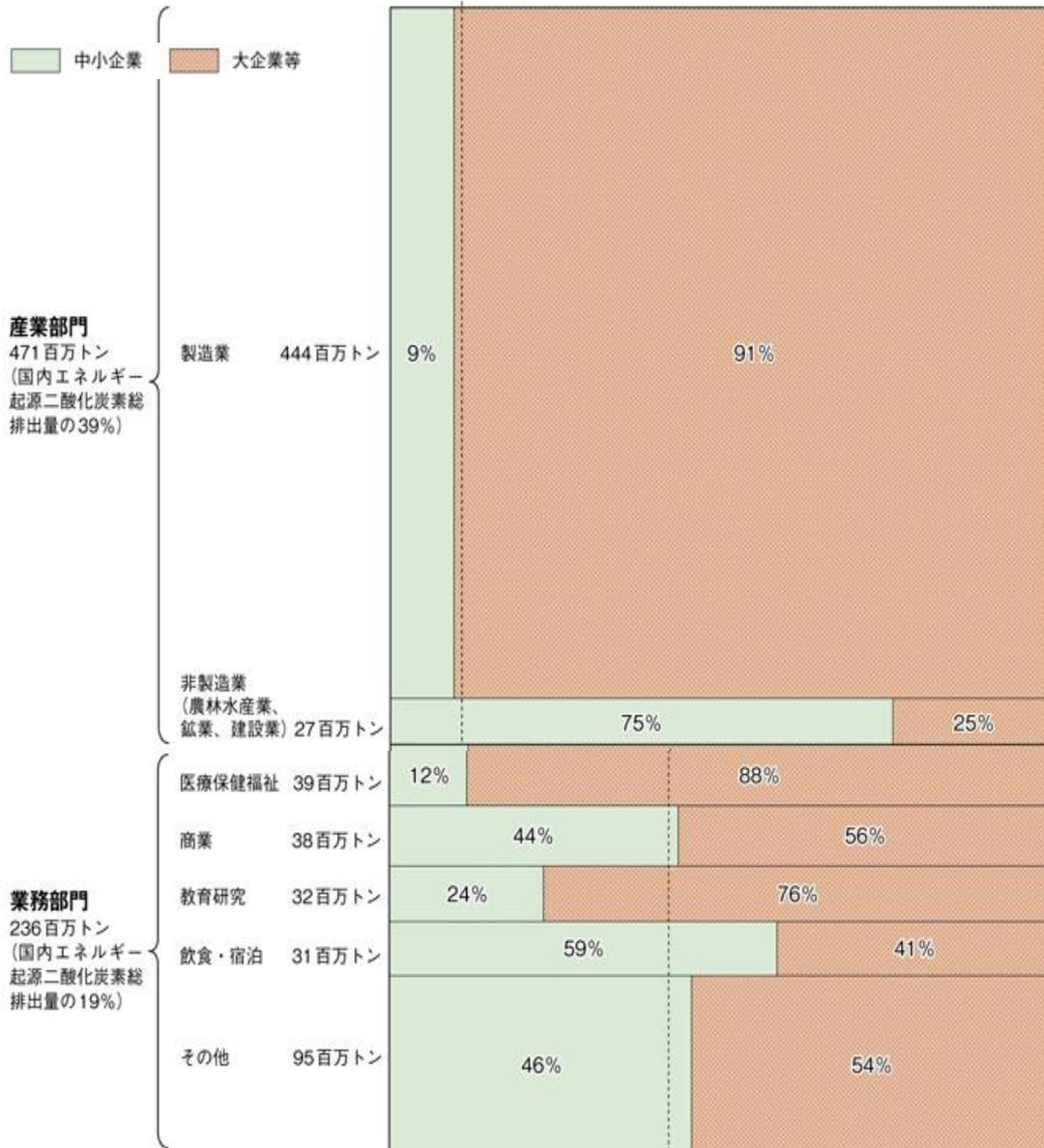
環境報告書の作成状況 (回答企業全体、売上高別)



(出典) 環境省「平成22年環境にやさしい企業行動調査結果(平成22年度における取組に関する調査結果)【概要版】」2012年

環境報告の普及状況②

主要業種におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の推計



環境報告書の作成状況 (大企業) (有効回答全体に対する割合)

業種	上場	非上場	合計
建設業	29%	15%	44%
製造業	33%	22%	54%
電気・ガス・熱供給・水道業	69%	4%	73%
情報通信業	6%	25%	31%
運輸業、郵便業	12%	15%	27%
卸売業、小売業	12%	14%	26%
金融業、保険業	10%	14%	24%
不動産業、物品賃貸業	16%	12%	28%
学術研究、専門・技術サービス業	4%	11%	14%
宿泊業、飲食サービス業	12%	17%	29%
生活関連サービス業、娯楽業	6%	6%	13%
サービス業	3%	10%	14%
その他	1%	7%	8%
業種の回答なし	18%	11%	30%
合計	20%	17%	37%

※「環境にやさしい企業行動調査」(調査対象、上場企業及び従業員500人以上の非上場企業)によると、有効回答数(回収率、約44%)のうち、環境報告書を作成している割合は約37%(上場企業は約20%及び非上場企業は約17%)。

企業の環境報告に関する課題

過去の検討委員会等の報告書を元に作成

（作成者側の課題）

- ・ 経営者の理念や環境経営への考え方が、十分伝わるよう作成してもらいたい。
- ・ 各社基準やバウンダリが異なるため、企業間の横比較は、例え、同業者であっても難しい。また、データの連続性について十分に配慮されていないことがある。
- ・ 環境報告書、CSR報告書など企業の発信する情報量が多すぎる。数ページでエッセンスが分かる等の改善が必要。
- ・ ネガティブ情報についても積極的に開示してほしい。
- ・ 将来情報（収益に結びつく情報など）が記載されていない。
- ・ 企業規模による開示情報の質の差が大きい。
- ・ 社会性情報が増えることで環境情報が減らないよう、留意することが必要である。

（利用者側の課題）

- ・ 開示された環境等の非財務情報を、金融サイドが十分に活用し切れていない。

（第三者審査等の課題）

- ・ 第三者意見については、厳格な基準等は馴染まないが、読者をミスリードしないよう、何らかの施策が必要か否か、検討する必要がある。
- ・ 第三者審査については、費用の低減に努めてほしいとの意見もあった。

既存の主な情報開示基盤と環境情報開示

(金融分野)

公表媒体	根拠法規則 (対象企業)	環境情報が関連する 主な開示項目	環境取組評価の 観点からの開示 十分性	主要な開示システム
環境報告書 (持続可能性報告書等を含む)	環境配慮促進法 (大企業…努力義務)	(記載事項の告示、 環境報告ガイドライン、 GRIガイドライン等を 参考に作成)	十分性は企業によって相違	もっと知りたい環境報告書(環境省) 環境報告書プラザ(経産省) (その他、民間による開示プラットフォームあり)
アニュアルレポート	—	(ガイドライン等はない)	十分性は企業によって相違	—
有価証券報告書	金融商品取引法 (上場企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対処すべき課題 ・ 事業等のリスク ・ 研究開発活動など ※ 	必ずしも十分とはいえない	ED-NET(XBRL)
決算短信 コーポレート・ガバナンス報告書	上場規則 (上場企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業等のリスク ・ 経営方針など ※ 	必ずしも十分とはいえない	TD-NET(XBRL)
事業報告書	会社法 (企業全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対処すべき課題 ・ 研究開発活動など ※ 	必ずしも十分とはいえない	— (XBRLを利用した民間開示プラットフォームあり)

※環境情報の開示は、特に明記して要求されていない。

環境報告の一般原則（基本的な原則）

（環境情報ガイドライン2012年版より抜粋）

原則1 目的適合性

環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があると判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

原則2 表現の忠実性

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること（完全性）、それらの情報に偏りが無いこと（中立性）、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りが無いこと（合理性）が必要です。

（環境情報の利用促進に関する検討委員会 報告書より抜粋）

主体 （取引等）	主な利用目的
金融機関等 （金融取引）	事業機会とリスクへの対応など、将来キャッシュフローの予測に関連する情報を確認 （とくに財務影響への対応・計画を評価）
納入先企業 （企業間取引）	法規制の遵守状況、環境マネジメント体制の構築・運用状況を確認 （とくにPDCAに沿い最大限の努力をしているかを評価）
行政機関 （環境政策）	重点政策に関する環境負荷と環境配慮の取組状況を確認 （とくに地域等の環境保全や経済施策への取組・効果を評価）

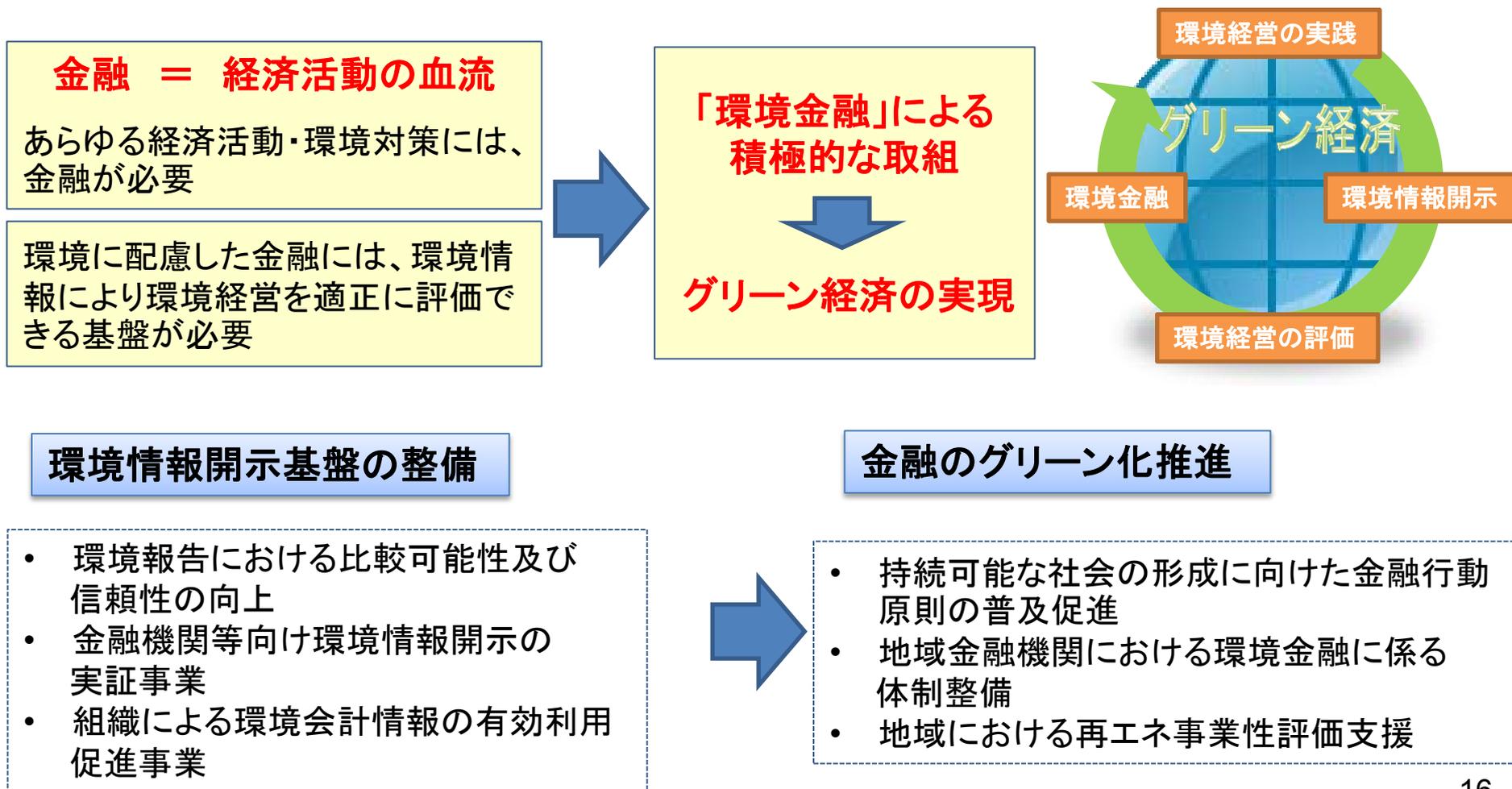
グリーン・イノベーションや資源・エネルギーの持続可能な利用の観点からは、環境負荷の総量及び環境効率を示す原単位情報のいずれも重要な定量情報となる。また、経営者の考え方など企業姿勢を示す定性情報も、定量情報の内容を適切に理解するための不可欠な情報として、重要視される。

グリーン経済における情報開示基盤の整備

(平成25年度予算要求)

・金融のグリーン化推進事業

- グリーン経済を実現のためには、事業者の環境経営が適正に評価され、環境情報が有効に利用される基盤の整備と、環境金融の普及が必要。
- それにより、環境ビジネスや環境配慮型の企業活動が積極的に評価されるとともに、そのような分野に適切に資金が提供される。



（環境情報の利用促進に関する検討委員会 報告書より抜粋）

ICTを利用した環境情報基盤構築の方向性

①納入先企業による企業間取引

- ・ライフサイクル全体の環境への影響等の削減・管理
- ・取引先とのコミュニケーションの強化につながる

②金融機関等による金融取引：財務情報の開示システムとの整合性

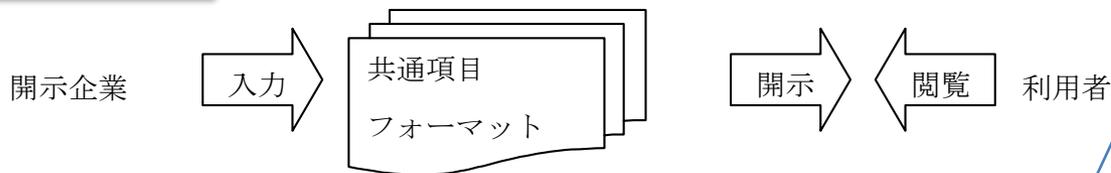
③行政機関による環境政策

- i) 環境報告書等による開示情報の有効利用
- ii) 行政機関に届出・報告されている環境情報の地域における有効利用

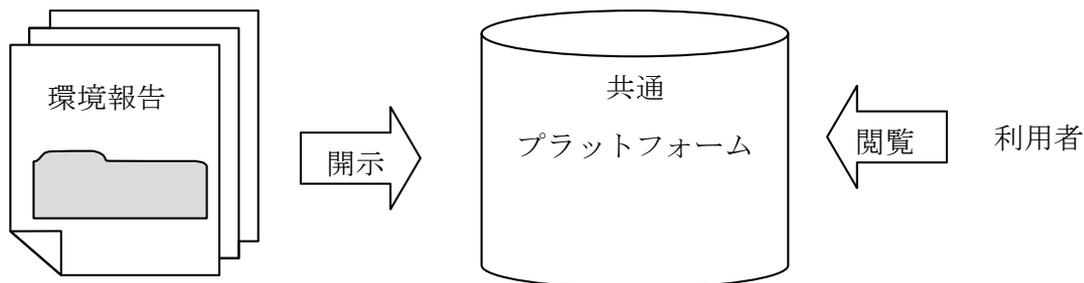
金融機関等向け
環境情報開示の
実証事業

ICTを利用した環境情報基盤の進め方

・共通項目フォーマットにより新たな報告書を作成する統合アプローチ



・既存の報告書をそのまま活用する現状維持型アプローチ



情報通信技術を利用した環境情報基盤

(環境情報の利用促進に関する検討委員会 報告書より抜粋)

ICTを利用した環境情報基盤の考慮事項等

- 主要な環境情報について、質問事項や算定基準等の標準化、及び情報基盤の共通化が図られたもの。
- 開示企業へのインセンティブ付与や開示企業の追加負担が軽減されるもの。

情報収集等の課題やメリット等

	納入先企業による企業間取引	金融機関等による金融取引	行政機関による環境政策
情報収集等に関わる課題	グリーン調達等の質問票は各社各様であり、開示企業に作業負担がかかっている。また、海外企業による調査項目には、労働や人権など社会的側面の情報要請も含まれるようになっている。	SRI調査会社等からの質問票は各社各様であり、開示企業に作業負担がかかっている。また、通常、社会的側面の情報も含めて要請されるため、他部署も含め、その対応が必要となる。	環境情報の要請は、国・地方公共団体等の行政機関がそれぞれの目的に応じて実施している。しかし、要請される情報量は多く、開示企業に作業負担がかかっている。
ICT利用による利用者側のメリット	共通の環境情報の開示基盤が構築されることにより、効率的に取引先の環境情報が入手でき、環境経営評価や仕入先選定等に利用できる。	共通の情報基盤により、効率的に投融資先の環境情報が入手でき、かつ比較・分析も容易になる。実態に即した環境経営評価等が取引単位でできるようになる。	手作業で集計している情報については、ICTにより自動集計等が可能となり、情報の有効活用や業務の効率化等が図られる。
ICT利用による開示企業側のメリット	共通的な質問項目に対して、ICTを利用した情報基盤が存在し、それを多くの企業が利用できれば、個別に対応する必要がなくなり、開示企業の負担が軽減できる。	同左	環境報告書等との連携を取るなどして、効率化を図ることができれば、開示企業の負担が軽減できる。

BloombergのESGデータ提供例

- 企業の財務情報に加え、ESGデータも提供。
- 企業提出書類より収集、50か国20,000社を調査、6,000社について提供。

Bloomberg Environmental, Social and Governance Dataより

ESG項目例

環境 (59項目)	社会 (26項目)	ガバナンス (15項目)
<ul style="list-style-type: none"> ・業務上の意思決定によって生じるリスク ・炭素排出 ・気候変動効果 ・汚染 ・廃棄物の処理 ・再生可能エネルギー ・資源の枯渇 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の人事方針および慣行から生じるリスク ・サプライチェーン ・差別 ・政治献金 ・多様性 ・人種 ・地域社会との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートガバナンス方針の不備に起因するリスク ・累積投票 ・役員報酬 ・株主の諸権利 ・買収防衛 ・期差選任取締役会 ・社外取締役

データソース

企業の公開報告書(アニュアルレポート、CSR報告書など)、CDP、CanPan、ブルームバーグアンケート回答

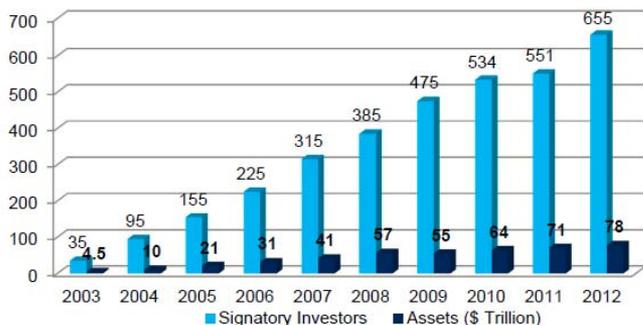
データ表示例

順位	ティッカー	日本語名	環境方針	多様性	CO2総排出量:Y-1	CO2総排出量:Y	水消費量:Y-1	水消費量:Y	92) 項目
1)	9501	JP 東京電力	Y	N.A.	97.60	126.50	4.40	5.80	N.A.
2)	9502	JP 中部電力	Y	1.00	64.68	55.07	N.A.	N.A.	N.A.
3)	5411	JP ダイエーエーエー	N	0.00	63.05	55.17	30.17	30.84	N.A.
4)	9513	JP 電源開発	Y	1.00	50.22	43.54	N.A.	N.A.	72.10
5)	9503	JP 関西電力	Y	N.A.	49.82	55.10	0.11	0.11	N.A.
6)	9504	JP 中国電力	Y	N.A.	44.87	43.10	N.A.	N.A.	N.A.
7)	9506	JP 東北電力	Y	N.A.	35.71	39.80	N.A.	N.A.	N.A.
8)	9508	JP 九州電力	Y	0.00	34.11	32.10	N.A.	N.A.	N.A.
9)	5405	JP 住友金属工業	Y	0.00	25.11	26.84	91.67	132.50	16.39k
10)	9104	JP 商船三井	N	0.00	20.12	20.47	N.A.	N.A.	126.14
11)	5406	JP 神戸製鋼所	Y	N.A.	18.74	17.40	9.52	5.21	N.A.
12)	9505	JP 北陸電力	Y	N.A.	18.52	15.48	4.21	3.70	N.A.
13)	9101	JP 日本郵船	N	1.00	16.99	16.76	N.A.	N.A.	26.71
14)	5233	JP 太平洋セメント	Y	1.00	15.84	34.61	23.42	N.A.	N.A.
15)	9205	JP 日本航空	N	0.00	15.28	13.93	N.A.	N.A.	N.A.
16)	5001	JP 新日本石炭	N	N.A.	15.28	0.00	0.44	0.43	N.A.
17)	9509	JP 北海道電力	N	N.A.	15.12	16.82	N.A.	N.A.	47.98
18)	9107	JP 川崎汽船	Y	N.A.	14.15	13.68	N.A.	N.A.	N.A.
19)	5019	JP 出光興産	Y	1.00	12.17	11.88	54.81	53.08	161.00
20)	9507	JP 四国電力	Y	0.00	11.46	10.85	N.A.	N.A.	32.00

Carbon Disclosure Projectの質問項目

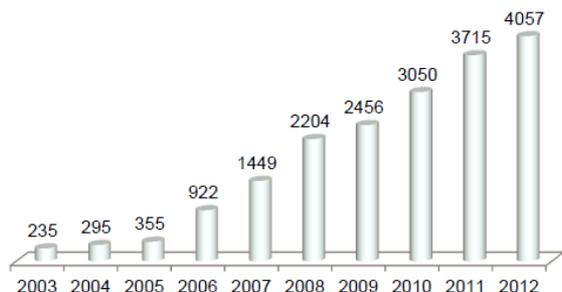
- 機関投資家が連携し、企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求めるプロジェクト。2012年現在655の投資家が参加。
- 主要国の時価総額の上位企業に対して、毎年質問表を送付。送付する質問票は、「CDP2012投資家質問票」、「CDP2012サプライチェーン質問票」、「CDP2012ウォーター質問票」。

署名投資家と投資額の推移



開示企業数の推移

Responders (Investor & Supply Chain programs)

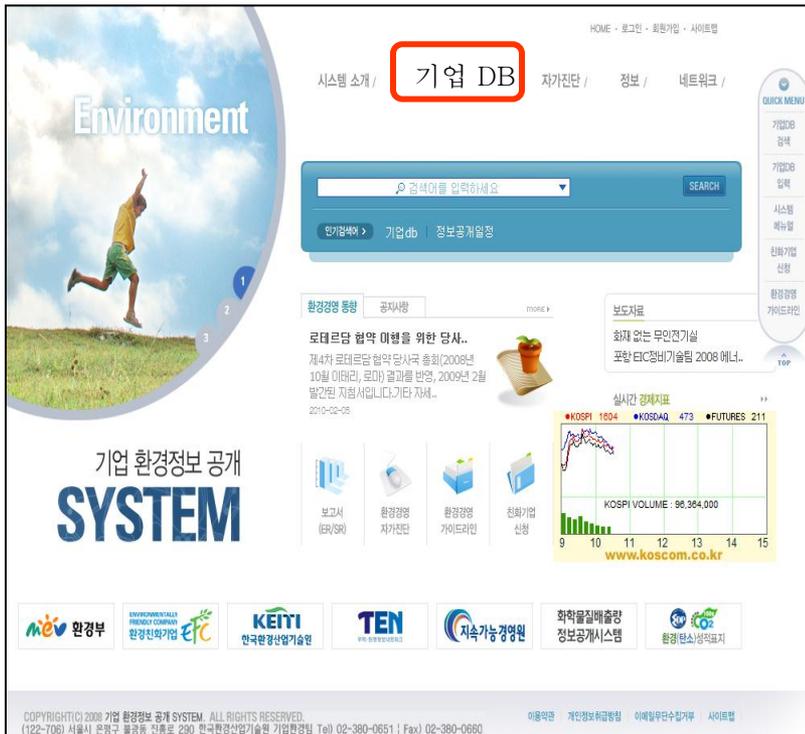


質問書の質問項目（大項目）

CDP2012投資家質問書	CDP2012サプライチェーン質問書	CDP2012ウォーター質問書
<気候変動管理> 1. ガバナンス 2. 戦略 3. 排出削減目標及び削減活動 4. コミュニケーション <リスクと機会> 5. 気候変動リスク 6. 気候変動による機会 <排出量> 7. 排出量算定方法 8. 排出量データ 9. スコープ 1 排出量内訳 10. スコープ 2 排出量内訳 11. 契約上のスコープ 2 排出量 12. エネルギー使用量 13. 排出実績 14. 排出量取引 15. スコープ 3 排出量 <重要情報>	<気候変動管理> 左と同じ <リスクと機会> 左と同じ <排出量> 左と同じ <サプライチェーン追加質問> SM 0.0 サプライチェーン追加質問について、特別にご提供を希望する情報 SM 1. 顧客企業に関する御社のスコープ1、2、3排出量 SM 2. 顧客企業との協働機会 SM 3. サプライヤーとの協働 SM 4. 製品及びサービスのライフサイクルでの排出量 <重要情報>	<水管理とガバナンス> 1. 水管理とガバナンス <リスクと機会> 2. リスク指標 3. リスク評価 4. 事業影響 5. 機会 6. 水とカーボン排出のトレードオフ管理 <水利用データ> 7. 取水及びリサイクル 8. 排水 9. 水の原単位 <重要情報>

韓国政府が構築。

Corporate environmental information disclosure DB



Large categories	Subcategories
Company overview	<input type="checkbox"/> Business summary, environmental awards
Activity	<input type="checkbox"/> Green management strategies and policies, Green management system
Environmental performance	<input type="checkbox"/> Green products & services development and marketing, Compliance with environmental laws and regulations, Greenhouse gas management, Environmental pollutants management, Green products & services development and marketing, Compliance with environmental laws and regulations

Environmental information disclosure items

- Mandatory disclosure categories and subcategories were selected based on the importance of categories and practices in other advanced countries while classifying disclosure of corporate PR information as voluntary

※ Classifying disclosure of greenhouse gas emissions as voluntary since companies' greenhouse gas inventory data is insufficient

Disclosure Items

Large categories	Classification	Subcategories	Notes
Company Overview	Business status	1. Business type, products, sales, output, number of employees, domestic and overseas, personnel in charge	Mand.
	Environmental awards and agreements	2. Environmentally-friendly firms, Environment Management Grand Prize, reduction of waste materials, voluntary agreements, green procurement and etc.	Vol.
Green management strategies & systems	Green management strategies and policies	3. Visions, strategies, policies and targets for green management	Vol.
	Green management systems	4. Tasks, roles, and authorities of green management taskforce, education /training, safety accidents response measures, and inspection by insiders	Mand.
Resources/ Energy	Materials, water and energy managements	5. Investment in technologies for saving on materials, water and energy 6. Amount and unit costs of materials, 7. Amount and unit costs of water and waste water reuse 8. Amount and unit costs of energy	Vol. Mand. Mand. Mand.
	New renewable energy managements	9. Investment in and introduction of new renewable energy technologies	Vol.
Greenhouse gas/ Environmental pollution	Greenhouse gas managements	10. Investment in and introduction of greenhouse gas reduction technologies 11. Greenhouse gas management status (inventories, targets-plans-performance management and etc.) and amount of emission and unit costs	Vol. Vol.

 Disclosure Items

Large categories	Classification	Subcategories	Notes
Greenhouse gas/ Environmental pollution	Environmental pollutants management	12. Investment in and introduction of environmental pollutants reduction technologies 13. Facilities for managing and monitoring air and water pollutants and harmful chemicals 14. Amount and costs of air pollutants 15. Amount and unit costs of water pollutants 16. Amount and unit costs of waste materials generated and amount of recycled materials 17. Amount and unit costs of harmful chemicals 18. Soil, noise, vibration and foul smell management	Vol. Mand. Mand. Mand. Mand. Vol.
Green products & services	Green products & services development and marketing	19. Investment in and introduction of green products and services development/technologies 20. Green design for green products and services 21. Current state of products verified by the third party and fall to Type II certification (number of products, sales and etc.)	Vol. Vol. Vol.
	Green procurement & Inter-corporate Cooperation	22. Operation of green procurement guidelines 23. Partner companies' environmental information management & environmental assessment 24. Assistance with environmental technologies and education	Vol. Vol. Vol.
Social & ethical responsibilities	Compliance with environmental laws and regulations	25. Violation of domestic and international laws and regulations related to environmental pollutants, products and services	Mand.
	Environmental Information Disclosure	26. Publication of environmental (sustainability) reports 27. Response to stakeholders' request for environmental information	Vol. Vol.